

日 薬 業 発 第 320 号  
令 和 2 年 10 月 20 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会  
副 会 長 森 昌 平

令和2年7月豪雨による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予に係る  
取扱期間延長のお願いについて（要請）

標記について、総務省自治行政局公務員部福利課より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

令和2年7月豪雨による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予に係る取扱期間延長については令和2年7月15日付け日薬業発第197号にてお知らせしたところですが、被災地の状況に鑑み、この取扱いについては令和2年12月末日まで延長されるとのことです。

該当都道府県薬剤師会におかれましては、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡  
令和 2 年 10 月 19 日

日 本 医 師 会  
日本歯科医師会  
日本薬剤師会

} 御中

総務省自治行政局公務員部福利課

令和 2 年 7 月豪雨による被災者に係る一部負担金等の  
徴収の猶予に係る取扱期間延長のお願いについて（要請）

日頃、地方公務員共済組合制度の円滑な運営にご協力いただき、ありがとうございます。

標記の件について、別添のとおり関係共済組合等に対して通知しましたので、お知らせします。

貴会におかれましても、該当する県内の会員に対し、この旨周知いただくようお願いいたします。

事 務 連 絡  
令和 2 年 10 月 19 日

各都道府縣市町村担当課 御中

総務省自治行政局公務員部福利課

令和 2 年 7 月豪雨による被災者に係る一部負担金等の  
徴収の猶予に係る取扱期間延長のお願いについて（要請）

令和 2 年 7 月豪雨による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予については、令和 2 年 7 月 13 日付け事務連絡「令和 2 年 7 月豪雨による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予について（要請）」において、令和 2 年 7 月豪雨による被害の甚大な状況に鑑み、当面、令和 2 年 10 月末日までの診療分及び調剤分の一部負担金等について、徴収を猶予していただくよう要請したところです。

現在の令和 2 年 7 月豪雨による被災地の状況に鑑み、この取扱いについては令和 2 年 11 月以降も引き続き、下記のとおり取扱うこととしますので、貴管内の市町村職員共済組合及び都市職員共済組合に対し、ご指導方よろしく申し上げます。

#### 記

##### 1 一部負担金等の徴収を猶予する期間の延長

当面、令和 2 年 10 月末日までとされていた徴収の猶予について、共済組合の实情に応じて、令和 2 年 12 月末日まで引き続き延長していただきたいこと。

事 務 連 絡  
令和 2 年 10 月 19 日

地方職員共済組合  
（地共済事務局扱い）  
東京都職員共済組合  
各指定都市職員共済組合

御中

総務省自治行政局公務員部福利課

令和 2 年 7 月豪雨による被災者に係る一部負担金等の  
徴収の猶予に係る取扱期間延長のお願いについて（要請）

令和 2 年 7 月豪雨による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予については、令和 2 年 7 月 13 日付け事務連絡「令和 2 年 7 月豪雨による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予について（要請）」において、令和 2 年 7 月豪雨による被害の甚大な状況に鑑み、当面、令和 2 年 10 月末日までの診療分及び調剤分の一部負担金等について、徴収を猶予していただくよう要請したところです。

現在の令和 2 年 7 月豪雨による被災地の状況に鑑み、この取扱いについては令和 2 年 11 月以降も引き続き、下記のとおり取扱うこととしますので、よろしくお取り計らい願います。

## 記

### 1 一部負担金等の徴収を猶予する期間の延長

当面、令和 2 年 10 月末日までとされていた徴収の猶予について、共済組合の実情に応じて、令和 2 年 12 月末日まで引き続き延長していただきたいこと。